

令和6年度税制改正大綱（法人税）の主な内容

(1) 賃上げ促進税制の改正及び3年延長（所得税についても同様）

物価高に負けない構造的・持続的な賃上げの動きをより多くの国民に広げ、効果を深めるため、従来の大企業向け（全法人向け）、中小企業向けの制度を改正、新たに中堅企業向けの制度を創設している。

適用時期 令和6年4月1日から令和9年3月31日の間に開始する事業年度

(大企業向け)

適用要件 継続雇用者への給与等支給額が前年比3%以上増加

税額控除率 給与等の増加率 3%以上 ⇒ 10%

4%以上 ⇒ 15%

5%以上 ⇒ 20%

7%以上 ⇒ 25%

上乗せ要件① 教育訓練費が前年比10%以上増加、かつ
教育訓練費が給与等支給額の0.05%以上
⇒ +5%

上乗せ要件② 以下のいずれかについて国の認定を受けた場合
「プラチナくるみん認定」 ※1
「プラチナえるぼし認定」 ⇒ +5%

雇用者給与等支給増加額の**最大35%の税額控除**（改正前最大30%）

その他要件 資本金が10億円以上かつ従業員数2,000人以上の企業、または常時使用する従業員の数が2,000名超の企業の場合、「給与等の支給額の引上げの方針、取引先との適切な関係の構築の方針その他の方針その他の事項」（マルチステークホルダー方針）を公表しなければならない。

控除限度額 適用年度の法人税額の20%を上限、翌年度への繰越不可

※1 「(プラチナ)くるみん認定」「(プラチナ)えるぼし認定」とは、子育てをサポートする組織もしくは女性の活躍を推進している組織として一定の要件を満たし厚生労働大臣から受ける認定。

(中堅企業向け)	青色申告法人で従業員数2,000人以下の法人（一定の除外法人あり）
<u>適用要件</u>	継続雇用者への給与等支給額が前年比3%以上増加
<u>税額控除率</u>	給与等の増加率 3%以上 ⇒ 10% 4%以上 ⇒ 25%
	上乗せ要件① 教育訓練費が前年比10%以上増加、かつ 教育訓練費が給与等支給額の0.05%以上 ⇒ +5%
	上乗せ要件② 以下のいずれかについて国の認定を受けた場合 「プラチナくるみん認定」 ※1 「プラチナえるぼし認定」 「えるぼし認定(3段階目)」 ⇒ +5%
	雇用者給与等支給増加額の 最大35%の税額控除
<u>その他要件</u>	資本金が10億円以上かつ従業員数1,000人以上の企業の場合、「給与等の支給額の引上げの方針、取引先との適切な関係の構築の方針その他の方針その他の事項」（マルチステークホルダー方針）を公表しなければならない。
<u>控除限度額</u>	適用年度の法人税額の20%を上限、翌年度への繰越不可

(中小企業向け)	雇用者給与等支給額が前年比1.5%以上増加
<u>適用要件</u>	雇用者給与等支給額が前年比1.5%以上増加
<u>税額控除率</u>	給与等の増加率 1.5%以上 ⇒ 15% 2.5%以上 ⇒ 30%
	上乗せ要件① 教育訓練費が前年比5%以上増加、かつ 教育訓練費が給与等支給額の0.05%以上 ⇒ +10%
	上乗せ要件② 以下のいずれかについて国の認定を受けた場合 「プラチナくるみん認定」 ※1 「プラチナえるぼし認定」 「くるみん認定」 「えるぼし認定(2段階目)」 ⇒ +5%
	雇用者給与等支給増加額の 最大45%の税額控除 （改正前最大40%）
<u>控除限度額</u>	適用年度の法人税額の20%を上限
<u>繰越措置</u>	税額控除できなかった控除限度額(控除限度超過額)は翌期以降5年間繰越可能 (但し、雇用者給与等支給額が前年比増加している年度に限る)

(共通・控除限度額算定上の改正)

「給与等に充てるために他の者から受ける金額」に看護職員処遇改善評価料及び介護職員処遇改善加算その他の役務の提供の対価の額が含まれないこととする。

(2) 交際費等の損金不算入制度の改正及び3年延長

損金不算入の対象となる交際費等の範囲から除外される一定の飲食費に係る金額基準について、会議費の実態を踏まえ、以下のように改正する。

適用時期 令和6年4月1日から令和9年3月31日の間に開始する事業年度

①は令和6年4月1日以後に支出する飲食費について適用

	<u>改正前</u>	<u>改正後</u>
① 交際費から除外される 飲食費等の金額基準	5,000円／人	10,000円／人
② 接待飲食費に係る損金算入 の特例	飲食費等の50%を損金算入	変更なし
③ 定額控除限度額の特例 (中小法人のみ)	年800万円まで損金算入	変更なし

※ 中小法人は②または③との選択適用。

(3) 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例の対象の縮減及び2年延長

(所得税についても同様)

常時使用する従業員が500人以下の中小企業者等が30万円未満の減価償却資産を取得した場合に、取得価額の合計額が300万円まで即時償却（全額損金算入）可能な特例。今回の改正により、**電子申告が義務付けられる法人等のうち、常時使用する従業員が300人超の法人は対象から除外**された。

適用時期 令和6年4月1日から令和8年3月31日までに取得、事業供用